

# 騒音障害防止のためのガイドライン

等価騒音レベル  
85dB(A)以上を  
騒音職場とする

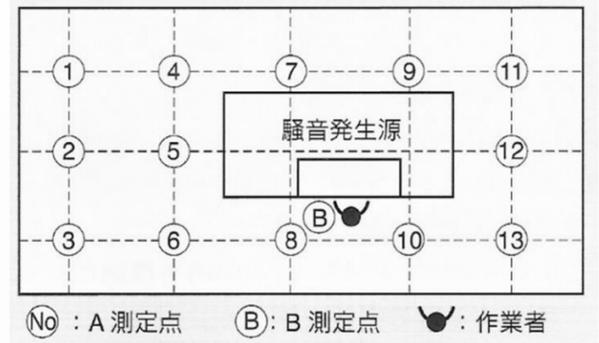
## I ガイドラインの対象となる騒音作業は？

➡携帯用研削盤での作業、インパクトレンチによる作業、  
コンクリートブレーカーによる作業、動力プレス作業など

## II 騒音の測定方法は？

➡等価騒音レベル(A測定及びB測定):

**測定は6カ月に一度、定期的に行う**



A測定: 作業場の中で6メートルの格子点ごとに、床上1.2~1.5メートル間の高さに騒音計を設置して1カ所につき10分間の等価騒音レベルを測定する。

B測定: 騒音発生源に近接する場所で作業が行われる場合、その作業者の耳元に相当する位置に騒音計を置き、10分間の等価騒音レベルを測定する。

## III 測定結果の評価は？また、管理区分ごとの対策は？

		B測定		
		85dB(A)未満	85dB(A)以上 90dB(A)未満	90dB(A)以上
A測定 平均値	85dB(A)未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	85dB(A)以上 90dB(A)未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	90dB(A)以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分



イヤーマフの例



(写真)スリーエム ジャパン株式会社製品

- 備考1 「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めます。  
 2 「A測定平均値」の算定には、80dB(A)未満の測定値は含めません  
 3 A測定平均値のみを実施した場合は、表中のB測定の欄は85dB(A)未満の欄を用いて評価を行います。

第Ⅰ管理区分	第Ⅰ管理区分の状態の維持に努める
第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分の区域を標識により明示 環境改善の措置 作業方法などの改善
	必要に応じた保護具の使用
第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分の区域を標識により明示 環境改善の措置 作業方法などの改善 保護具の使用



管理区分標識の例 ※

ユニット(株)製品※ 販売先ミドリ安全(株)  
(この標識の著作権はユニット(株)のものです)

## IV 騒音作業に常時従事する作業者に対して、健康診断が必要！

雇入れ時・配置替え時オーディオメーターによる気導純音聴力検査、6カ月以内ごとに1回定期健康診断として選別聴力検査が必要。更に医師が必要と認めた者には二次検査としてオーディオメーターによる気導純音聴力検査も必要！

健康診断の結果は  
記録し5年間保存必要！